

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年3月17日
【会社名】	株式会社ソルクシーズ
【英訳名】	SOLXYZ Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 長尾 章
【本店の所在の場所】	東京都港区芝五丁目33番7号
【電話番号】	03-6722-5011
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 渡辺 源記
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝五丁目33番7号
【電話番号】	03-6722-5011
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 渡辺 源記
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 6,600,000円 新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 262,200,000円

(注) 1. 本募集は平成26年3月17日開催の当社取締役会決議に基づき、新株予約権を発行するためのものです。

2. 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行新株予約権証券(第2回新株予約権証券)】

##### (1)【募集の条件】

発行数	6,000個(新株予約権1個につき100株) (注) 上記発行数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により割り当てる新株予約権の数が減少することがあります。
発行価額の総額	6,600,000円
発行価格	新株予約権1個につき1,100円(新株予約権の目的である株式1株当たり11円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成26年4月3日～平成26年4月11日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社ソルクシーズ 管理本部総務部 東京都港区芝五丁目33番7号
払込期日	平成26年4月21日
割当日	平成26年4月21日
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 新橋中央支店

(注) 1. 第2回新株予約権証券(以下、「本新株予約権」という。)は、平成26年3月17日開催の当社取締役会決議に基づき発行するものであります。

2. 本新株予約権の申込は、申込期間内に申込取扱場所に所定の申込書を提出することにより行うものとします。

3. 本新株予約権の募集は、当社及び当社子会社の取締役、監査役又は従業員に対して行うものであります。対象となる者の人数及び割当新株予約権数は、以下のとおりであります。なお、下記対象となる者の人数は本有価証券届出書提出時の予定人数であり増減することがあります。また、下記割当新株予約権数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により減少することがあります。

対象者	人数	割当新株予約権数
当社及び当社子会社の取締役、監査役又は従業員	118名	6,000個

## (2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、当社普通株式の単元株式数は、100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	600,000株 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。 ただし、付与株式数は下記(注)1.の定めにより調整を受けることがある。
新株予約権の行使時の払込金額	本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。 行使価額は、金426円とする。 ただし、行使価額は下記(注)2.の定めにより調整を受けることがある。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	262,200,000円 (注) ただし、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で除した額とする。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使期間	平成26年4月21日から平成33年4月20日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社ソルクシーズ 管理本部総務部 東京都港区芝五丁目33番7号 2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 新橋中央支店
新株予約権の行使の条件	1. 新株予約権者は、当社が金融商品取引法に基づき提出した有価証券報告書に記載された当社連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合は、損益計算書)における平成26年12月期から平成28年12月期の営業利益の合計額が15億円を超過した場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。 ただし、平成26年12月期から平成28年12月期のいずれかの期の営業利益が、3億円を下回った場合、一切の本新株予約権を行使することはできない。 なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

	<p>2. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、当社または当社子会社の取締役、監査役及び従業員の地位を喪失した日から1年間経過する日と行使期間満了日のいずれか早い日に至るまでに限り、本新株予約権を行使することができる。</p> <p>3. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>4. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>5. 各本新株予約権の一部行使はできない。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1. 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について当社株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には当社取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。</p> <p>2. 新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みにに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。</p>

	<p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) その他新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p> <p>(9) 新株予約権の取得事由及び条件 上記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に準じて決定する。</p>
--	---

(注) 1. 付与株式数の調整

付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 行使価額の調整

本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座（社債、株式等の振替に関する法律第131条第3項に定める特別口座を除く。）のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、これを上記表中「新株予約権の行使期間」欄の行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額を乗じた金額を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社が指定する口座に振り込むものとする。

- (2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

## 4. 本新株予約権の行使の効力発生時期

本新株予約権の行使の効力は、(1)行使請求に必要な書類が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に到着し、かつ(2)当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に入金された場合において、当該行使請求書にかかる新株予約権行使請求取次日に発生するものとする。

## 5. 本新株予約権証券の発行及び株券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しない。

## (3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

## 2 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
262,200,000	3,200,000	259,000,000

(注) 1. 払込金額の総額は、新株予約権の払込金額の総額(6,600,000円)に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(255,600,000円)を合算した金額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合又は新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少いたします。

## (2) 【手取金の使途】

本新株予約権の募集は、当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を高めることにより、企業価値向上に資することを目的として付与するものであり、資金調達を目的としておりません。

また、新株予約権の行使の決定は新株予約権の割当てを受けた者の判断に委ねられるため、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額は、現時点でその金額及び時期を資金計画に織り込むことは困難であります。従って、手取金は運転資金に充当する予定であります。具体的な金額については、行使による払込みがなされた時点の状況に応じて決定いたします。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

## 第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1．事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の第33期有価証券報告書及び第34期四半期報告書（以下、有価証券報告書等という。）に記載された「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書提出日までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は、本有価証券届出書提出日現在において変更の必要はないものと判断しております。

### 2．臨時報告書の提出について

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

平成25年3月29日提出の臨時報告書

#### 1 [提出理由]

平成25年3月28日開催の第33期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

#### 2 [報告内容]

##### (1) 当該株主総会が開催された年月日

平成25年3月28日

##### (2) 当該決議事項の内容

###### 第1号議案 剰余金の処分の件

###### 期末配当金に関する事項

配当財産の種類 金銭

配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金5.0円 総額53,602,845円

剰余金の配当が効力を生じる日 平成25年3月29日

###### 第2号議案 取締役6名選任の件

長尾章、渡辺源記、田中守、青柳義徳、萱沼利彦、小森由夫の各氏を取締役に選任するものであります。

###### 第3号議案 監査役2名選任の件

佐野芳孝、中田喜與美の両氏を監査役に選任するものであります。

###### 第4号議案 補欠監査役2名選任の件

田澤芳夫、北島孝則の両氏を補欠監査役に選任するものであります。

###### 第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

退任取締役鈴木俊男および阿部文也の両氏に対し当社の内規に基づき退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会に一任するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示にかかる議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	決議の結果	
				賛成比率	可否
第1号議案	82,197	268	0	98.57%	可決
第2号議案					
長尾 章	82,092	373	0	98.45%	可決
渡辺 源記	82,102	363	0	98.46%	可決
田中 守	82,102	363	0	98.46%	可決
青柳 義徳	82,086	379	0	98.44%	可決
萱沼 利彦	82,061	404	0	98.41%	可決
小森 由夫	81,978	487	0	98.31%	可決
第3号議案					
佐野 芳孝	82,028	437	0	98.37%	可決
中田 喜與美	82,143	322	0	98.51%	可決
第4号議案					
田澤 芳夫	82,085	380	0	98.44%	可決
北島 孝則	82,122	343	0	98.48%	可決
第5号議案	81,617	848	0	97.88%	可決

(注) 本総会の各決議事項が可決されるための要件は次のとおりです。

- (1) 第1号議案および第5号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。
- (2) 第2号議案および第3号議案ならびに第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分の議決権行使の内容と、当日出席の株主(委任状による代理出席者を含む)から各議案の賛否に関して確認できた議決権行使の内容により、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したことが明らかであったため、本総会当日出席株主の議決権の数の一部を加算しておりません。

また、賛成又は反対の割合については、本総会当日出席株主のうち賛否を確認できなかった株主の議決権数(922個)も分母に加算して計算しております。

### 3. 最近の業績の概要について

平成26年1月30日開催の取締役会において決議された第34期連結会計年度(自平成25年1月1日 至平成25年12月31日)に係る連結財務諸表は以下のとおりであります。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査は終了しておりませんので、監査報告書は受領しておりません。

## 連結財務諸表

## (1) 連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成24年12月31日)	当連結会計年度 (平成25年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,521,790	1,585,956
受取手形及び売掛金	1,398,630	1,716,627
有価証券	530,860	481,126
たな卸資産	285,815	250,406
繰延税金資産	36,118	29,511
その他	101,775	125,446
貸倒引当金	5,481	757
流動資産合計	3,869,511	4,188,317
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	316,600	297,480
減価償却累計額	264,541	253,253
建物及び構築物(純額)	52,059	44,226
機械装置及び運搬具	140,290	139,762
減価償却累計額	129,325	129,834
機械装置及び運搬具(純額)	10,965	9,928
工具、器具及び備品	133,566	106,549
減価償却累計額	107,354	84,334
工具、器具及び備品(純額)	26,212	22,215
土地	519,572	480,276
リース資産	13,170	10,890
減価償却累計額	5,228	5,354
リース資産(純額)	7,941	5,535
有形固定資産合計	616,750	562,181
無形固定資産		
のれん	13,666	5,291
電話加入権	1,841	1,841
ソフトウェア	547,178	447,167
その他	276	213
無形固定資産合計	562,963	454,514
投資その他の資産		
投資有価証券	697,303	1,385,850
長期貸付金	4,844	3,664
繰延税金資産	378,999	383,326
その他	311,395	284,611
貸倒引当金	1,440	990
投資その他の資産合計	1,391,103	2,056,462
固定資産合計	2,570,816	3,073,158
繰延資産		
社債発行費	3,829	1,658
繰延資産合計	3,829	1,658
資産合計	6,444,157	7,263,134

(単位:千円)

	前連結会計年度 (平成24年12月31日)	当連結会計年度 (平成25年12月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	479,977	545,049
短期借入金	642,000	792,000
1年内償還予定の社債	260,000	50,000
1年内返済予定の長期借入金	399,200	560,364
未払費用	229,064	217,302
リース債務	2,526	2,286
未払法人税等	147,138	236,546
その他	265,686	335,618
流動負債合計	2,425,592	2,739,167
固定負債		
社債	70,000	20,000
長期借入金	467,800	412,036
リース債務	5,812	3,525
退職給付引当金	1,030,752	1,125,461
役員退職慰労引当金	131,466	132,184
その他	29,190	18,456
固定負債合計	1,735,021	1,711,663
負債合計	4,160,614	4,450,830
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,494,500	1,494,500
資本剰余金	1,468,229	1,468,229
利益剰余金	288,299	504,494
自己株式	1,002,520	1,002,715
株主資本合計	2,248,507	2,464,507
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	8,787	301,393
為替換算調整勘定	8,735	25,583
その他の包括利益累計額合計	17,522	326,976
少数株主持分	17,512	20,819
純資産合計	2,283,542	2,812,303
負債純資産合計	6,444,157	7,263,134

(2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書  
(連結損益計算書)

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)
売上高	8,570,002	9,656,929
売上原価	6,762,814	7,815,554
売上総利益	1,807,188	1,841,375
販売費及び一般管理費		
役員報酬	313,909	292,057
給料及び手当	507,171	473,113
賞与	54,263	67,813
法定福利費	93,199	89,692
地代家賃	106,274	95,514
退職給付費用	33,780	32,584
役員退職慰労引当金繰入額	21,458	18,380
支払手数料	93,480	83,025
のれん償却額	10,228	8,374
貸倒引当金繰入額	1,510	-
その他	291,175	322,269
販売費及び一般管理費合計	1,526,452	1,482,825
営業利益	280,736	358,550
営業外収益		
受取利息	3,990	10,529
受取配当金	3,582	3,089
デリバティブ評価益	45,270	106,955
投資事業組合運用益	-	1,881
その他	25,704	12,150
営業外収益合計	78,547	134,605
営業外費用		
支払利息	21,139	20,559
投資事業組合運用損	3,258	-
為替差損	1,720	10,082
その他	8,144	3,453
営業外費用合計	34,263	34,095
経常利益	325,020	459,060
特別利益		
投資有価証券売却益	19	338,737
特別利益合計	19	338,737
特別損失		
固定資産除却損	862	8,268
固定資産売却損	-	403
減損損失	-	361,742
投資有価証券評価損	5,309	-
投資有価証券売却損	1,868	-
ゴルフ会員権評価損	1,674	-
特別損失合計	9,714	370,414
税金等調整前当期純利益	315,326	427,383
法人税、住民税及び事業税	185,029	315,738
法人税等調整額	50,617	161,251
法人税等合計	134,411	154,487
少数株主損益調整前当期純利益	180,914	272,896
少数株主利益又は少数株主損失( )	3,127	3,098
当期純利益	184,041	269,797

(連結包括利益計算書)

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	180,914	272,896
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	8,214	292,605
為替換算調整勘定	8,464	17,549
その他の包括利益合計	16,678	310,155
包括利益	197,592	583,051
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	199,873	579,251
少数株主に係る包括利益	2,280	3,800

## (3) 連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度(自平成24年1月1日 至平成24年12月31日)

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,494,500	1,468,229	131,060	1,002,271	2,091,519
当期変動額					
剰余金の配当			26,803		26,803
当期純利益			184,041		184,041
自己株式の取得				249	249
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	-	-	157,238	249	156,988
当期末残高	1,494,500	1,468,229	288,299	1,002,520	2,248,507

	その他の包括利益累計額			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評 価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	573	1,117	1,690	17,939	2,111,149
当期変動額					
剰余金の配当					26,803
当期純利益					184,041
自己株式の取得					249
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	8,214	7,617	15,831	426	15,405
当期変動額合計	8,214	7,617	15,831	426	172,393
当期末残高	8,787	8,735	17,522	17,512	2,283,542

当連結会計年度（自平成25年1月1日 至平成25年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,494,500	1,468,229	288,299	1,002,520	2,248,507
当期変動額					
剰余金の配当			53,602		53,602
当期純利益			269,797		269,797
自己株式の取得				195	195
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）					
当期変動額合計	-	-	216,195	195	215,999
当期末残高	1,494,500	1,468,229	504,494	1,002,715	2,464,507

	その他の包括利益累計額			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評 価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	8,787	8,735	17,522	17,512	2,283,542
当期変動額					
剰余金の配当					53,602
当期純利益					269,797
自己株式の取得					195
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）	292,605	16,847	309,453	3,307	312,760
当期変動額合計	292,605	16,847	309,453	3,307	528,760
当期末残高	301,393	25,583	326,976	20,819	2,812,303

## (4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	315,326	427,383
減価償却費	158,247	205,154
のれん償却額	10,228	8,374
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	21,623	718
退職給付引当金の増減額(は減少)	116,868	94,708
受注損失引当金の増減額(は減少)	25,765	-
貸倒引当金の増減額(は減少)	811	5,174
受取利息及び受取配当金	7,572	13,619
支払利息	21,139	20,559
投資事業組合運用損益(は益)	3,258	1,881
投資有価証券売却損益(は益)	1,848	338,737
デリバティブ評価損益(は益)	45,270	106,955
投資有価証券評価損益(は益)	5,309	-
ゴルフ会員権評価損	1,674	-
固定資産除却損	862	8,268
固定資産売却損益(は益)	-	403
減損損失	-	361,742
売上債権の増減額(は増加)	207,922	318,338
たな卸資産の増減額(は増加)	122,928	33,606
仕入債務の増減額(は減少)	17,092	21,129
未払消費税等の増減額(は減少)	9,681	37,157
その他	143,639	31,431
小計	546,716	465,933
利息及び配当金の受取額	14,357	13,883
利息の支払額	21,476	21,337
法人税等の支払額	79,658	229,074
営業活動によるキャッシュ・フロー	459,938	229,404
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
出資金の払込による支出	10	10
投資有価証券の取得による支出	131,309	198,273
投資有価証券の売却による収入	132	413,437
社債等の償還による収入	32,000	50,000
有形固定資産の取得による支出	11,638	17,417
有形固定資産の売却による収入	305	39,980
無形固定資産の取得による支出	261,592	409,277
貸付金の回収による収入	1,060	980
その他	-	367
投資活動によるキャッシュ・フロー	371,052	120,947

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	73,000	150,000
長期借入れによる収入	650,000	600,000
長期借入金の返済による支出	319,400	494,600
社債の償還による支出	60,000	260,000
自己株式の取得による支出	249	195
配当金の支払額	26,803	53,602
その他	2,451	2,622
財務活動によるキャッシュ・フロー	168,095	61,020
現金及び現金同等物に係る換算差額	7,617	16,847
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	264,599	64,284
現金及び現金同等物の期首残高	1,687,046	1,951,645
現金及び現金同等物の期末残高	1,951,645	2,015,930

## (5) 連結財務諸表に関する注記事項

## (継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

## (連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

## 1 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 10社

連結子会社の名称

株式会社エフ・エフ・ソル

株式会社イー・アイ・ソル

株式会社 t e c o

株式会社インフィニットコンサルティング

株式会社ノイマン

株式会社インターディメンションズ

株式会社エクスマーション

株式会社コアネクスト

株式会社アスウェア

索路克(杭州)信息科技有限公司

## 2 持分法の適用に関する事項

持分法を適用している会社はありません。

## 3 連結子会社の事業年度等に関する事項

国内連結子会社の決算日は11月30日であり、連結決算日と異なっていますが、同日現在の財務諸表を使用しております。なお、連結決算日との間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

## 4 会計処理基準に関する事項

## (1) 重要な資産の評価基準および評価方法

## イ 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

なお、組込デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品は、全体を時価評価し、評価差額を営業外損益に計上しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

## ロ たな卸資産

商品・仕掛品...個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

貯蔵品...移動平均法による原価法

## ハ デリバティブ

時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産(リース資産を除く)

平成19年3月31日以前に取得したもの  
旧定率法

平成19年4月1日以降に取得したもの  
定率法

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ロ 無形固定資産(リース資産を除く)

市場販売目的のソフトウェア

見込販売数量に基づく償却額と見込有効期間(3年)の残存期間に基づく均等配分額のいずれか大きい額を計上する方法

自社利用のソフトウェア

社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法

ハ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかるリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計期間において発生していると認められる額を計上しております。

また、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(7年)による定額法により、翌連結会計年度から費用処理することとしております。

ハ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払に充てるため、内規に基づく期末要支給相当額を計上しております。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

のれん及び平成22年12月31日以前に発生した負ののれんについては、原則として発生日以降その効果が発現すると見込まれる期間(5年)で均等償却しております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金および容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資、マネー・マネジメント・ファンドからなっております。

(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成25年1月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

なお、従来の方と比べて、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に対する影響は軽微であります。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「為替差損」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外費用」の「その他」に表示していた9,864千円は、「為替差損」1,720千円、「その他」8,144千円として組み替えております。

## （セグメント情報等）

## a. セグメント情報

## 1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象事業の単位で構成しております。

当社グループは、「ソフトウェア開発事業」と「デジタルサイネージ事業」の2つを報告セグメントとしております。

「ソフトウェア開発事業」は、ソフトウェアの開発及びそれに付随する情報機器販売、保守作業等を行っております。

「デジタルサイネージ事業」は、映像・音響、セキュリティ関連事業等を行っております。

## 2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための重要な事項」における記載と概ね同一であります。

## 3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント			調整額 (注2)	連結財務諸表 計上額 (注1)
	ソフトウェア 開発事業	デジタルサイ ネージ事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	8,121,159	448,842	8,570,002	-	8,570,002
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-
計	8,121,159	448,842	8,570,002	-	8,570,002
セグメント利益又は損失（ ）	312,518	31,782	280,736	-	280,736
セグメント資産	6,264,099	369,949	6,634,049	189,891	6,444,157
その他の項目					
減価償却費	149,701	8,545	158,247	-	158,247
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	256,175	8,502	264,678	-	264,678

(注) 1. セグメント利益又は損失は、連結損益計算書の営業利益との調整を行っております。

2. セグメント資産の調整額は、セグメント間取引消去 189,891千円であります。

当連結会計年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注1, 3)	連結財務諸表 計上額 (注2)
	ソフトウェア 開発事業	デジタルサイ ネージ事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	9,222,361	434,568	9,656,929	-	9,656,929
セグメント間の内部売上高又は振替高	523	417	940	940	-
計	9,222,884	434,985	9,657,869	940	9,656,929
セグメント利益又は損失( )	415,102	57,492	357,610	940	358,550
セグメント資産	7,204,200	220,990	7,425,190	162,056	7,263,134
その他の項目					
減価償却費	195,099	10,054	205,154	-	205,154
減損損失	361,742	-	361,742	-	361,742
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	454,781	9,587	464,369	-	464,369

(注) 1. セグメント利益又は損失の調整額は、セグメント間取引消去940千円であります。

2. セグメント利益又は損失は、連結損益計算書の営業利益との調整を行っております。

3. セグメント資産の調整額は、セグメント間取引消去 162,056千円であります。

## (1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)
1株当たり純資産額	211.37円	260.40円
1株当たり当期純利益金額	17.17円	25.17円

(注) 1. 前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	184,041	269,797
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	184,041	269,797
期中平均株式数(株)	10,720,908	10,720,357
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	平成18年3月30日定時株主総会決議 ストックオプション(新株予約権の数5,170個)普通株式620,400株	-

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第33期)	自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日	平成25年3月29日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第34期第3四半期)	自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日	平成25年11月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年11月14日

株式会社ソルクシーズ

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 毛利篤雄 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 寶野裕昭 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ソルクシーズの平成25年1月1日から平成25年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成25年7月1日から平成25年9月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成25年1月1日から平成25年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ソルクシーズ及び連結子会社の平成25年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年3月29日

株式会社 ソルクシーズ

取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 上 三 子  
業務執行社員 林 雄

指定有限責任社員 公認会計士 毛利 篤  
業務執行社員 雄

#### <財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ソルクシーズの平成24年1月1日から平成24年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

#### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ソルクシーズ及び連結子会社の平成24年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ソルクシーズの平成24年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、株式会社ソルクシーズが平成24年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成25年3月29日

株式会社 ソルクシーズ

取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 上 三 子  
業務執行社員 林 雄

指定有限責任社員 公認会計士 毛利 篤  
業務執行社員 雄

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ソルクシーズの平成24年1月1日から平成24年12月31日までの第33期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ソルクシーズの平成24年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。